富（河長・大狭・太・河南・千赤）広福第３０１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和元年６月３日

社会福祉施設経営者　様

（保育所・家庭的保育事業等・地域密着型特養）

　　　　　　　　　　　（富田林市　河内長野市　河南町　太子町　千早赤阪村）広域福祉課長

大阪狭山市　広域福祉グループ課長

最低基準等状況調査書（施設調書）の提出について（依頼）

日頃は、福祉行政の推進につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設の状況を把握する必要がありますので、社会福祉施設最低基準等状況調査書（施設調書）等を広域福祉課あてに令和元年６月２８日（金）までに提出願いします。

記

**１　対象施設**

　　管内市町村が所管する保育所、家庭的保育事業等、地域密着型特別養護老人ホーム

**２　提出書類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **書類名** | **備考** | |
| **①施設調書** | 法人が運営する施設のうち、管内各市町村が所管する施設の調書を提出ください。  様式については、下記の大阪府ホームページよりダウンロードの上、できる限り電子データをご提出ください。  <http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/sido_kansa/genkyohokokuyoshiki.html>  ※家庭的保育事業等については、「保育所」の施設調書を用いてください。なお、施設種別に応じ１頁目上部の「保育所調書」を「〇〇（例：小規模保育事業A型）調書」へ、経営主体の「社会福祉法人」を「〇〇（例：特定非営利活動法人）」へ適宜変更したうえで、ご提出ください。 | |
| **②計算書類及び附属明細書**  **（※１）**  （施設を経営する主体が社会福祉法人であり、所轄庁が富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の場合は、社会福祉法59条により別途ご提出いただくため提出は不要です。  また、財務諸表等電子開示システムにより提出した場合も提出は不要です。） | 資金収支計算書 | 法人単位資金収支計算書  資金収支内訳表（作成されている場合）  事業区分資金収支内訳表（作成されている場合）  拠点区分資金収支計算書（該当施設の拠点区分のもの） |
| 事業活動計算書 | 法人単位事業活動計算書  事業活動内訳表（作成されている場合）  事業区分事業活動内訳表（作成されている場合）  拠点区分事業活動計算書（該当施設の拠点区分のもの） |
| 貸借対照表 | 法人単位貸借対照表  貸借対照表内訳表（作成されている場合）  事業区分貸借対照表内訳表（作成されている場合）  拠点区分貸借対照表（該当施設の拠点区分のもの）  注記（法人全体）  注記（拠点区分）（作成されている場合） |
| 拠点区分資金収支明細書  拠点区分事業活動明細書  （該当施設の拠点区分のもので作成されている場合） | |
| **③財産目録** | 施設を経営する主体が社会福祉法人であり、所轄庁が富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の場合は、社会福祉法59条により別途ご提出いただくため提出は不要です。また、財務諸表等電子開示システムにより提出した場合も提出は不要です。 | |
| **④現況報告書** | 施設を経営する主体が社会福祉法人であり、所轄庁が富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の場合は、社会福祉法59条により別途ご提出いただくため提出は不要です。また、財務諸表等電子開示システムにより提出した場合も提出は不要です。 | |
| **⑤シフト表** | 平成３１年４月分（実績）を提出 | |
| **⑥各施設の平面図** | 略図またはパンフレットで可。 | |

（※１）学校法人等社会福祉法人会計基準を採用していない法人におかれましては、各法人で作成されている計算書類をご提出ください。

**３　提出方法**

　　　提出については、書類又は電磁的方法（ＣＤ－Ｒ等）を郵送、またはご持参ください。

（1）電子データとして保存できるものをメールに添付して提出、出来ないものは紙媒体で提出

（2）電子データとして保存できるものを（ＣＤ－Ｒ等）に保存し提出、出来ないものは紙媒体で提出

（3）すべて紙媒体で提出（少なくとも保育所・家庭的保育事業等の調書は電子データでお願いします）

**４　提出期限**令和元年６月２８日（金）

＜参考＞施設調書の提出に係る法令等の根拠について

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の区分 | 根拠法令 |
| 保育所 | 児童福祉法第４６条 |
| 家庭的保育事業等 | 児童福祉法第３４条の１７ |
| 老人福祉施設  　（地域密着型特別養護老人ホーム） | 老人福祉法第１８条 |

**（連絡先・送付先）**

〒５８４－００３１

住 所：富田林市寿町２丁目６番１号　南河内府民センタービル２階

南河内広域事務室　広域福祉課　＜社会福祉法人担当＞あて

ＴＥＬ：０７２１－２０－１１９９

ＦＡＸ：０７２１－２０－１２０２

　メール：k-fukushi@city.tondabayashi.lg.jp

**（連絡先・送付先）**

〒５８４－００３１

住 所：富田林市寿町２丁目６番１号

　　　　　　 南河内府民センタービル２階

南河内広域事務室　広域福祉課

　　　　　　　　　　　　　＜社会福祉法人担当＞あて

　　ＴＥＬ：０７２１－２０－１１９９

　　ＦＡＸ：０７２１－２０－１２０２

　　メール：k-fukushi@city.tondabayashi.lg.jp